

2005年12月16日

業務改善命令に対する社内処分について

楽天証券株式会社（代表取締役社長：國重惇史、本社：東京都港区）は、11月16日付で金融庁より、証券取引法第43条第2号に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第11号に規定する「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当すると認められるとのことから、証券取引法第56条第1項の規定に基づき、業務改善命令を受けたことにつき、今般の事態を招いた責任を明確化するため、以下のとおり、12月15日付で役職員の社内処分を実施いたしました。

（1）システム増強を含む経営計画及び業務執行全体に対する管理監督に関する責任

代表取締役 國重 惇史 3ヶ月30%の減俸

（2）システムの企画、運用、監視における指揮命令、監督等、業務執行に関する責任

執行役員情報システム本部長 原田 勉 3ヶ月20%の減俸

（3）その他執行役員3名 3ヶ月10%の減俸

たび重なるシステム障害により、お客様をはじめ、関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。現在、弊社では、改善計画に基づき、システムの安定稼働に向け全力で取り組んでおります。今後とも変わらぬご指導、ご愛顧のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

楽天証券は、1999年3月に設立された日本で最初のインターネット取引専門の証券会社です。楽天株式会社(96.7%)と三井住友銀行(3.3%)が株主となっています。